

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・法人の判断

理事長は、法人の目的とする農林水産物、飲食物品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析等、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等業務を統括し、食品を巡る様々な課題が発生する中で、食品の安全と消費者の信頼の確保のため、強いリーダーシップを発揮し、法人の業務を的確に遂行している。

また、全国に点在する機関の約650人の組織運営を管理するなど高いマネジメント能力を有しており、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)に基づく新たな独立行政法人制度に対応できる経験と能力を十分に有している人材である。

これらを踏まえると、当法人の理事長の報酬水準は適正であると考ええる。

・主務大臣の検証結果

理事長は、食に関する幅広い法人の業務を的確に遂行しており、当該法人を総理する長の報酬として、適正であると考ええる。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長

理事

監事

監事(非常勤)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。

・実施期間:平成25年4月～平成26年3月

・俸給表関係の措置の内容:一般職員俸給表△9.77%

・諸手当関係の措置の内容:地域手当及び期末特別手当△9.77%、

非常勤役員手当についての改正は行わなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	11,786	7,795	3,055	936 0 (地域手当) (通勤手当)	25. 4. 1		
A理事	11,398	7,417	2,906	890 185 (地域手当) (通勤手当)			◇
B理事	10,850	7,027	2,753	843 227 (地域手当) (通勤手当)	25. 4. 1		◇
C理事	9,396	6,106	2,393	733 164 (地域手当) (通勤手当)			※
D監事	9,353	6,082	2,393	748 130 (地域手当) (通勤手当)		26. 3. 30	◇
E監事 (非常勤)	322	322	0	0			

注1:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
理事長	5,292	5年	25.3.31	1.0	農林水産省独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づき業務が適切に実施されたこととされ、基本業績勘案率を加減算する特段の事由がないことから、業績勘案率は1.0と決定された。	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

注1:業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:非常勤役員については、退職手当を支給しないとの規程があるため、記載を省略した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第57条第3項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮して決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績等に応じ、6月期及び12月期に135/100(特定幹部職員にあつては175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。
俸給	勤務成績等が適切に反映されるよう職員を特定職員の管理職層と特定職員以外の職員の初任層、中間層に区分し、さらにそれを職員層ごとに、5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間における勤務成績等を判定し昇給させる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- (1) 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。
 - ・実施期間: 平成25年4月～平成26年3月
 - ・俸給表関係の措置の内容: 一般職員俸給表 2級以下△4.77%、3～6級△7.77%、7級以上△9.77%
 - ・諸手当関係の措置の内容: 俸給の特別調整額△10%、期末手当及び勤勉手当△9.77%、俸給月額に連動する手当等(期末手当及び勤勉手当を除く。)の減額支給措置。
- (2) 平成25年4月1日時点で31歳以上39未満の職員を最大1号俸上位への号俸調整等。
- (3) 55歳を超える職員の昇給の抑制

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	519	44.8	6,172	4,679	159	1,493
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	519	44.8	6,172	4,679	159	1,493
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	—	—	—	—	—
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1	—	—	—	—	—

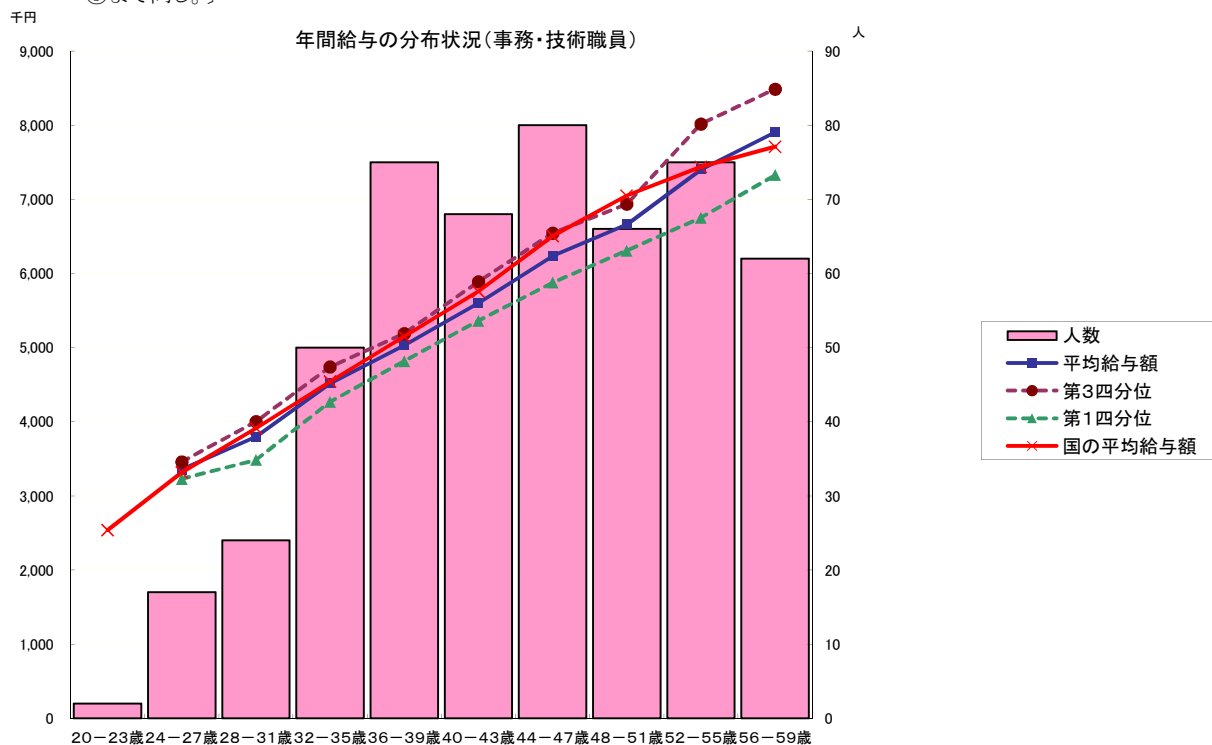
注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「常勤職員」区分中の職種について、研究職種、医療職種(病院医師)・医療職種(病院看護師)・教育職種(高等専門学校教員)は、該当者がいないため欄を省略した。

注3: 非常勤職員については、該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については、記載していない。

注4: 在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢が、20-23歳の区分の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均給与額」及び「第1・第3四分位」を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・本部長	3	57.5	—	9,605	—
・本課長	20	56.2	8,082	8,365	8,597
・本課長補佐	6	49.3	6,654	6,929	7,268
・本係長	16	40.6	4,788	5,534	5,947
・本係員	4	25.5	—	3,078	—
・地方部長	1	—	—	—	—
・地方機関所長	6	56.2	8,826	9,285	9,960
・地方機関次長	5	57.9	8,193	8,688	9,245
・地方課長	36	55.2	7,655	7,942	8,258
・地方課長補佐	7	50.9	6,411	6,730	7,091
・地方係長	20	42.0	4,546	5,387	5,922
・地方係員	1	—	—	—	—
・本部専門官	8	52.4	6,583	7,160	7,382
・地方機関専門官	14	55.9	7,307	7,542	7,859
・本部主任調査官	46	48.4	6,322	6,620	6,935
・本部専門調査官	65	37.8	4,718	5,039	5,420
・本部調査官	17	28.1	3,296	3,479	3,670
・地方機関主任調査官	104	49.3	6,232	6,527	6,815
・地方機関専門調査官	124	40.6	4,734	5,138	5,516
・地方機関調査官	16	29.2	3,282	3,599	3,846

注1:本部長の該当者3人及び本係員の該当者4人は、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「四分位第1四分位・四分位第3四分位」の事項については記載しない。

注2:地方部長の該当者1人及び地方係員の該当者1人は、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢・四分位第1四分位・平均・四分位第3四分位」の事項については記載しない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)
(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位						本部・地方課長					
						本部・地方課長補佐	本部・地方専門官	地方所長			
		本部・地方調査官	本部・地方調査官	本部・地方専門調査官	本部・地方主任調査官	本部・地方課長補佐	本部・地方課長	本部部長	地方所長		
	本部・地方係員	本部・地方係員	本部・地方係長	本部・地方係長	本部・地方主任調査官	本部・地方主任調査官	本部・地方専門官	地方次長	本部・地方部長		
人員(割合)	人 519	人 15 2.9%	人 23 4.4%	人 219 42.2%	人 121 23.3%	人 78 15.0%	人 48 9.2%	人 12 2.3%	人 3 0.6%	人 0 0.0%	人 0 0.0%
年齢(最高～最低)		歳 28 }	歳 40 }	歳 57 }	歳 59 }	歳 59 }	歳 59 }	歳 59 }	歳 57 }		
所定内給与年額(最高～最低)		千円 2,716 }	千円 3,625 }	千円 4,984 }	千円 6,076 }	千円 6,560 }	千円 7,045 }	千円 7,607 }	千円 7,356 }		
		千円 1,995	千円 2,483	千円 2,865	千円 3,938	千円 4,699	千円 5,433	千円 5,959	千円 7,183		
年間給与額(最高～最低)		千円 3,464 }	千円 4,793 }	千円 6,521 }	千円 7,866 }	千円 8,343 }	千円 9,245 }	千円 10,090 }	千円 10,072 }		
		千円 2,602	千円 3,268	千円 3,771	千円 5,285	千円 6,322	千円 7,190	千円 7,934	千円 9,954		

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.1	% 57.0	% 55.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.9	% 43.0	% 44.4
	最高～最低	% 48.8～43.9	% 45.9～40.8	% 47.0～42.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.4	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 33.6	% 34.8
	最高～最低	% 43.5～31.4	% 40.7～29.0	% 42.1～30.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

98.1

対他法人

93.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員	98.1
参考	地域勘案 100.2 学歴勘案 96.5 地域・学歴勘案 99.5
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.0% (国からの財政支出額 6,652,687千円、支出予算の総額 6,719,530千円:平成25年度予算)</p> <p>【管理職の割合】 13.7%(常勤職員数519名中71名)</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合】 68.2%(常勤職員数519名中354名)</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 61.5%】 (支出総額 6,431百万円、給与・報酬等支給総額 3,956百万円:平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 当法人は国からの財政支出である運営費交付金及び施設整備費補助金で運営されており、支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が高くなっている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を定めている「一般職の職員の給与に関する法律」及び人事院規則等に準拠して規定しており、国の給与と同水準であることから、給与水準の適切性を有している。</p>
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 該当無し</p>
講ずる措置	該当無し

・主務大臣の検証結果

給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
(A)	3,890,304	3,955,998	△ 65,694 (△1.7)	△ 431,224 (△10.0)
退職手当支給額	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
(B)	413,097	402,298	10,799 (2.7)	99,398 (31.7)
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
(C)	36,242	45,195	△ 8,953 (△19.8)	△ 8,462 (△18.9)
福利厚生費	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
(D)	544,986	534,065	10,921 (2.0)	△ 25,633 (△4.5)
最広義人件費	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
(A+B+C+D)	4,884,629	4,937,556	△ 52,927 (△1.1)	△ 365,921 (△7.0)

注1:表中(A)(B)(C)の人件費と財務諸表附属明細書(「役員及び職員の給与明細」)の数値は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

総人件費について参考となる事項

(1)「給与、報酬等支給総額」 対前年度比 $\Delta 65,694$ 千円 ($\Delta 1.7\%$)

前年度と比較して減になった主な要因は、常勤職員数の減少及び育児休業取得者の増に伴い、給与支給対象者が減となったことから、支出額が減少したためである。

(2)「最広義人件費」 対前年度比 $\Delta 52,927$ 千円 ($\Delta 1.1\%$)

前年度と比較して減になった要因は、退職者数の増による退職手当支給額の増加(+2.7%)があったものの、上記要因に加えて、非常勤役職員等給与の減少($\Delta 19.8\%$)により、対前年度比 $\Delta 1.1\%$ の減少となった。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。